

1992年3月13日
(平成4年)

藤沢市教育委員会
教育長 神 部 昭 三 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

就学指定関係業務及び幼稚園就園奨励費交付業務
に係る端末機の設置について（答申）

1992年（平成4年）2月27日付で諮問された、就学指定関係業務及び幼稚園就園奨励費交付業務に係る端末機の設置について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定による端末機の設置を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、端末機設置の必要性は、次のとおりである。

- ・ 学校教育法施行令に基づく就学指定、学齢簿の調整及び市の補助金交付要綱に基づく幼稚園就園奨励費の助成を行ううえで、住民異動の的確な把握や世帯構成等の調査は不可欠であり、現在、必要に応じて市民窓口センターに調査を依頼しているほか、保護者に住民票を提出させるなどにより対応を行っている。
- ・ 近年の住民異動の増加や、奨励費の助成対象者の増加に伴い、これら調査等の件数も大幅に増加しており、現行の方法では住民記録との照合や奨励費の助成基準の認定に時間を要し、事務に支障をきたす状況となっている。
- ・ また、学齢簿については、年に1度住民記録データを基に作成しているが、その後の異動処理については、学校からの報告と住民異動リストとの照合により手作業で行っているため、学齢児童及び生徒の正確な把握が困難なものとなっている。
- ・ このため、住民記録の端末機を設置し、住民異動等の迅速な把握を可能にするとともに、学齢簿についてもコンピュータ化し、迅速な検索作業や異動処理

を可能にすることにより、事務の効率化と正確性の向上、さらに市民サービスの向上を図るものである。

3 審議会の判断理由

以下のことから、端末機の設置を認めるものである。

- ・ 端末機設置の必要性

- ① 就学指定及び学齢簿の調整に関する業務は、住民記録データを基に行うことが法令に規定されており、また幼稚園就園奨励費についても、助成対象を住民登録のある者に限定しているほか、助成金額の算出には世帯構成の確認が必要なことから、住民記録を的確に把握する必要性は認められる。
- ② 現行の方法では、業務を正確かつ円滑に行うことが困難であると認められ、さらに住民記録については、業務に必要な範囲において一般的に利用可能な情報であるため、十分な管理体制が確保されれば、端末機を設置することに問題はない。
- ③ 学齢簿についても、現行の処理方法では学齢児童及び生徒を正確に把握することが困難であると認められるため、コンピュータ化する必要性は認められる。

- ・ 取扱う個人情報の範囲

端末機での検索が可能となる住民記録の項目は、基本項目及び続柄であり、また、コンピュータに入力される学齢簿の記録は、上記項目及び就学指定校名であり、ともに本業務における必要最小限の項目であると認められる。

- ・ 安全対策

本業務の処理にあたっては、住民記録及び学齢簿の記録の保護と安全確保のために必要な事項を定めた、「就学指定関係業務及び幼稚園就園奨励費交付業務に係る個人情報取扱い要領」に基づき運営されるほか、住民記録の項目のうち、戸籍関係の項目は機械上検索ができないようなシステムにするなど、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上